

報道資料

平成 16 年 8 月 6 日
総 務 省800MHz帯におけるIMT - 2000周波数の割当方針案
についての意見募集

1 経緯等

総務省では、「第3世代移动通信システム(IMT - 2000)の高度化方策」に関する情報通信審議会答申(平成16年5月)等を踏まえ、815～850/860～895MHzの周波数を新たにIMT - 2000に割り当てるとともに、800MHz帯における従来の周波数配置による携帯電話の周波数及び空港無線電話の周波数について使用期限を定めることとする800MHz帯周波数の再編成に必要な規定を整備するため、無線設備規則の一部改正案及び周波数割当計画の一部変更案を電波監理審議会に諮問しました。

今般、この省令案等において新たに割り当てることとしている815～850/860～895MHzの周波数の割当方針として「800MHz帯におけるIMT - 2000周波数の割当方針案」を作成しましたので公表します。

つきましては、この方針案について、国民の皆様から広く意見の募集を行います。

2 意見募集の対象

意見募集の対象は、別紙1「800MHz帯におけるIMT - 2000周波数の割当方針案」についてです。この方針案について御意見のある方は、当該御意見を下記3の提出要領に従って総務省に提出することができます。

3 意見の提出要領及びその取扱い

1 意見募集期間

平成16年8月6日(金)から平成16年9月6日(月)17時まで

郵送の場合は同日必着

2 資料の入手方法

総務省ホームページ(<http://www.soumu.go.jp>)での閲覧及び連絡先窓口での配布

3 意見の提出方法

別紙2の意見提出様式に従って日本語により記載し、意見提出先まで、郵便、ファクシミリ又は電子メールにて御提出ください。

なお、電子メールにて御提出される方は、テキストベースで送信願います。

4 意見募集後の措置

お寄せ頂いた御意見については、それに対する総務省の考え方を取りまとめて公表致します。また、提出された御意見については、次の事項を公表することがありますので、あらかじめ御了承ください。

- (1) 意見提出者に関する氏名又は名称及び住所（個人にあっては市区町村単位までの住所、法人又は団体にあっては本店又は主たる事業所の所在地に限ります。）その他属性に関する情報
- (2) 御意見の内容（ただし、個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述及び権利利益を害する恐れがあるもの等、公表することが不適当とされる記述がある場合には、当該箇所を公表しない場合があります。）

4 意見の提出及び問い合わせ先

連絡先：総合通信基盤局電波部移動通信課

担当：松井課長補佐、田邊第二技術係長

住所：〒100-8926

東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館10階

電話：(直通)03-5253-5896

(代表)03-5253-5111 内線 5896

FAX： 03-5253-5946

E-mail： imt2000@soumu.go.jp

5 今後の予定

本方針案については、皆様から寄せられた御意見を踏まえ速やかに策定する予定です。

関係報道資料：

「800MHz帯における移動業務用周波数の有効利用に向けて

- 情報通信審議会からの一部答申 - 」(平成15年6月25日)

(http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/030625_3.html)

「中長期における電波利用の展望と行政が果たすべき役割

- 電波政策ビジョンについて情報通信審議会から答申 - 」(平成15年7月30日)

(http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/030730_5.html)

「周波数再編方針の公表」(平成15年10月10日)
(http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/031010_4.html)

「第3世代移動通信システム(IMT - 2000)の高度化方策
(情報通信審議会からの一部答申)」(平成16年5月24日)
(http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/040524_1.html)

「無線設備規則の一部改正等に係る電波監理審議会への諮問及び意見募集
(第3世代移動通信システム(IMT - 2000)への高速データ通信(HSDPA)の導入
及び800MHz帯における移動業務用周波数の再編成等)」(平成16年7月14日)
(http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/040714_3.html)

800MHz 帯における IMT-2000 周波数の割当方針案

1 目的

「周波数の再編方針」(平成 15 年 10 月公表 総務省)を踏まえ、今後の移動通信システムの高度化及び利用拡大に向けて、800MHz 帯¹において第 2 世代から第 3 世代移動通信システム (IMT-2000) への高度化を図るとともに中長期的に移動通信システムに必要な周波数を確保するため、平成 24 年の地上アナログテレビジョン放送に割り当てられた周波数の使用終了後速やかに 700MHz/900MHz 帯の周波数を新たに使用できるよう、800MHz 帯の周波数と対で携帯電話に使用している 900MHz 帯周波数の使用期限を定め、平成 24 年を目途に 800MHz 帯周波数の再編に取り組んでいるところである。

本方針は、この 800MHz 帯周波数の再編を進めていくために 800MHz 帯における IMT-2000 周波数の割当方針を定めるものである。

2 経緯

(1) 800MHz 帯における移動業務用周波数の再配置 (平成 15 年 6 月)

「800MHz 帯における移動業務用周波数の有効利用のための技術的条件」に関する情報通信審議会答申 (平成 15 年 6 月) においては、第 3 世代移動通信システム (IMT-2000) 等の広帯域を使用する高度な通信方式に割当可能とすること及び周波数配置について諸外国との整合性を確保するため、基地局と移動局間の送受信の周波数を逆転し、周波数配置の全体像として 810～855MHz (移動局送信) 及び 855～900MHz (基地局送信) の 45MHz 間隔の周波数ブロック並びに 715～768MHz 及び 905～958MHz の 190MHz 間隔の周波数ブロックとすることが適当である旨答申された。

(2) 周波数の再編方針 (平成 15 年 10 月)

総務省は、世界最先端のワイヤレスブロードバンド環境を構築するため電波開放戦略を推進することとし、「中長期における電波利用の展望と行政が果たすべき役割～電波政策ビジョン～」(平成 15 年 7 月 情報通信審議会答申) における周波数需要予測を踏まえ、「周波数の再編方針」(平成 15 年 10 月公表) を策定しており、そのなかでは中期的 (5 年以内) に約 330～340MHz 幅の周波数、長期的 (10 年後) に最大で約 1.38GHz 幅の周波数を移動通信システム用として確保するよう再編を検討することとしている。

(3) 800MHz 帯の周波数有効利用に向けた取組

800MHz 帯の周波数は、携帯電話、MCA、航空機無線電話等の移動通信にちゅう密に利用されているが、次のとおり周波数のより一層の有効利用を図るためシステムの高度化及び周波数移行に取り組んできている。

¹ ここで 800MHz 帯とは、現在携帯電話等の移動業務で使用されている 810～958MHz の周波数帯を示す。

830～832/885～887MHzの周波数を使用する空港無線電話（空港MCA）については400MHz帯を使用するデジタル方式への移行を進めている。また、同じ周波数を使用する航空機無線電話については平成16年3月に廃止している。

MCAについては平成15年から850～860/905～915MHzを使用するデジタルシステムの導入を進めており、このデジタル化の推進によって834～836/889～891MHzの周波数の使用は平成16年5月に終え、836～838/891～893MHzの周波数の使用は平成19年5月末までとしている。

846～850/901～903MHzの周波数を使用する地域防災無線については260MHz帯を使用するデジタル方式への移行を進めており、800MHz帯の周波数の使用は平成23年5月までとしている。

818～826/948～956MHz及び827～828/957～958MHzの周波数を使用していたPDC方式の携帯電話による周波数の使用は平成15年3月に終え、周波数の再編に対応するため新たなシステム導入を行っていない。

- (4) 800MHz帯移動業務用周波数の再編成等に係る省令案等の諮問（平成16年7月）

上記の経緯及び「第3世代移動通信システム（IMT-2000）の高度化方策」に関する情報通信審議会答申（平成16年5月）を踏まえ、815～850/860～895MHzの周波数を新たにIMT-2000に割り当てるとともに、800MHz帯における従来の周波数配置による携帯電話の周波数及び空港無線電話の周波数について使用期限を定めることとする800MHz帯周波数の再編成に必要な規定を整備するため、無線設備規則の一部改正案及び周波数割当計画の一部変更案を電波監理審議会に諮問した。

- (5) 第3世代移動通信システム（IMT-2000）の普及

平成13年にIMT-2000のサービスが開始され、既に加人数は約1,950万加入（CDMA2000方式：約1,470万、W-CDMA方式：約480万、平成16年6月末現在）に達し、携帯電話加入者全体の23%を超えており、第2世代から第3世代への移行が着実に進展している。

3 基本的な考え方

- (1) IMT-2000に新たに割り当てることとしている815～850/860～895MHzの周波数については、「第3世代移動通信システム（IMT-2000）の高度化方策」に係る情報通信審議会答申（平成16年5月）では、MCAとIMT-2000の基地局間の干渉を避けるため5MHz幅のガードバンドを設けることが必要としており、845～850MHz及びその対となる890～895MHzを使用することができないため、実際に割当可能な周波数は815～845MHz及び860～890MHzの周波数ブロック（以下「800MHz周波数ブロック」という。）である。
- (2) 「800MHz帯における移動業務用周波数の有効利用のための技術的条件」に関する情報通信審議会答申（平成15年6月）では、715～768MHzの周波数は905

～958MHz²と対の周波数ブロック（以下「700/900MHz周波数ブロック」という。）を移動通信システムに使用することを基本としており、放送業務の周波数(722～770MHz³)及び従来配置による携帯電話の周波数の使用期限である平成24年7月24日以降に割り当てることが可能となる。

- (3) 850～860MHzを使用しているMCAについては、昨年からデジタルシステムの導入を開始して間もないことから、当面は使用を継続することとするが、周波数の利用状況及び周波数再編の進捗状況を踏まえつつ、700/900MHz周波数ブロックへの移行も含めて新たな周波数配置への移行を今後検討することとする。
- (4) 800MHz帯における移動業務用周波数の有効利用を目的とした再編を実現するために、既存免許人が使用している現在の周波数配置による周波数53MHz×2(平成15年3月に終了したものを含む。)の使用期限を平成24年7月24日までとすることから、その移行先周波数を確保する必要がある。
- (5) 既存免許人の周波数移行のために割り当てる周波数については、次の理由から800MHz周波数ブロックの周波数とする。また、周波数の有効利用を確保しつつ周波数再編を速やかに進めて行くため、同じ周波数を使用するすべての既存無線局が停止する以前から、既存の無線局に干渉を与えないよう地理的な棲み分けを行いつつ、新たな周波数配置に従った利用を進めていくこととする。

平成16年6月末時点では、現在の周波数配置による携帯電話を利用する約6,000万の加入者があり、これらのサービスを提供している免許人に対して早期の周波数移行を求めていくためには、周波数再編に伴うコスト負担を考慮する必要があることから、既存インフラの一部を活用できる同じ周波数帯から移行のために必要な周波数を確保することが適当である。

800MHz周波数ブロックの周波数幅60MHzの大部分を占める40MHzを既存の免許人が携帯電話に使用しているため、周波数移行を進めるためには同じ周波数を使用する既存無線局と新たな周波数配置による無線局との運用調整が必要であり、同じ免許人所属の基地局の場合にはその調整が柔軟かつ円滑に行うことが可能である。また、周波数移行を進めることによって、自ら新たな周波数配置に使用できる周波数が確保できることとなるため、早期の周波数移行に向けたインセンティブも働くことになる。

- (6) 700/900MHz周波数ブロックについては、その割当てが可能となる平成24年7月以降速やかに使用できるよう、平成22年頃までに、周波数再編の進捗状況、周波数の使用状況等を踏まえて、その割当方針を定めることとする。

4 800MHz周波数ブロックの周波数割当方針

上記の基本的考え方を踏まえ、800MHz周波数ブロックの周波数割当方針を次のとおりとする。

- (1) 800MHz周波数ブロックの周波数については、現在の周波数配置からの移行先

² 950MHz付近の周波数について、情報通信審議会において電子タグへの割当てを検討している。

³ 710～722MHzについては、放送業務用周波数による使用について平成18年7月までに見直しを行うこととされている。

周波数とするが、800MHz 周波数ブロック(30MHz×2)では、既存免許人が 800MHz 帯で使用していた周波数帯幅(53MHz×2)を確保することができない。

しかしながら、「周波数の再編方針」で移動通信システム用の周波数を中長期的に確保することとしていることから、中長期的には既存の免許人の周波数利用状況を踏まえ 800MHz 帯周波数ブロック以外で新たな周波数を追加することが考えられる。また、周波数の効率的な利用の観点から、周波数を細分して割り当てるよりも広い帯域幅をそれぞれの免許人に割り当てることが有効である。

以上の点を踏まえて、周波数の効率的な利用及び中長期的な周波数割当ての公平性確保の観点から、既存免許人に対しては等しい周波数幅(各 15MHz×2)を割り当てることとする。なお、利用者へのサービス提供に支障を与えないよう周波数再編を進めていくため、既存免許人の周波数利用状況を踏まえ 800MHz 周波数ブロック以外に新たな周波数が必要となる可能性についても今後検討していく必要がある。

- (2) 免許人に割り当てる具体的な周波数については、周波数移行が円滑に実施できるように 800MHz 周波数ブロックで各免許人が使用している周波数が占める現状を踏まえ、815～830/860～875MHzの周波数ブロックは主に現在 860～870MHzを使用している免許人⁴、830-845/875-890MHzの周波数ブロックは主に 875～885MHzの周波数を使用している他方の免許人⁵に対して、それぞれ割り当てることとする。
- (3) 周波数の有効利用を確保しつつ周波数再編を速やかに進めて行くため、従来の周波数配置に従って既存の無線システムが同一周波数を使用している場合であっても、既存の無線局に干渉を与えないよう地理的な棲み分けを行いつつ、新たな周波数の使用を可能とする。
- (4) なお、周波数再編の進捗状況、IMT-2000 に割り当てられた周波数の利用状況を踏まえ、必要な場合には方針の見直しを行うこととする。

⁴ K D D I 株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社

⁵ 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州

平成 年 月 日

総務省総合通信基盤局電波部
移動通信課 あて

郵便番号・住所・電話番号
氏名・職種（会社名 / 部署名）

800MHz帯におけるIMT - 2000周波数の割当方針案に関する意見

（注）御意見には、必ず理由を御記入下さい。

法人又は団体の場合は、その名称、責任者の役職及び氏名並びに本店又は主たる事業所の所在地を記載してください。

（注意事項）

- 1 御意見等を十分に把握するため、連絡をさせていただくこともありますので、漏れなく御記入下さい。
- 2 御意見及びその理由を日本語により御記入下さい。長文となる場合には、御意見の概要を簡単に御記入下さい。
- 3 御記入漏れやこの意見提出様式に則して記述されていない場合には、御意見を無効扱いとさせていただくことがあります。